紙容器飲料	Ａタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.948Ｖ＋373
		ホットアンドコールド機（庫内が２室のもの）	Ｅ＝0.306Vb＋954
		ホットアンドコールド機（庫内が３室のもの）	Ｅ＝0.630Vb＋1474
	Ｂタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	Ｅ＝0.477Ｖ＋750
		ホットアンドコールド機	Ｅ＝0.401Vb＋1261
カップ式飲料	―		Ｅ＝1020［Ｔ≦1500］ Ｅ＝0.293Ｔ＋580［Ｔ＞1500］

備考）１　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

２　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

３　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

４　Ｅ，Ｖ，Va，Vb及びＴは、次の数値を表すものとする。

Ｅ　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）

Ｖ　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：Ｌ）

Va　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）

Vb　：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：Ｌ）

Ｔ　：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第289号（平成19年11月26日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目　　的	評　価　項　目	評　　価　　基　　準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

⑵　目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

22―13　引越輸送

⑴　品目及び判断の基準等

引越輸送	【判断の基準】 ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア．エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ．エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ウ．大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。 【配慮事項】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化又は再生材料の使用に係る取組がなされていること、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。 ア．エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第７号（平成18年３月31日））」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（経済産業省・国土交通省告示第２号（平成26年１月17日））」を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 イ．低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。